

UAゼンセン 安全衛生トピック

発行: U A ゼンセン 労 働 条 件 局 (2024年11月1日)

2025年度標語 11月度標語 気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり気を抜くな!慣れと過信は事故の元 みんなで確認 確実に!

過労死等防止啓発月間(厚生労働省)

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等をなくすために各都道府県にて「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催等の取り組みを行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めることを目的に実施しています。

この機会に、安全衛生委員会や職場アンケートなどを通じて職場の実態を把握し、長時間労働是正や年次有給休暇取得率向上等の取り組みを進め、職場環境の改善につなげていきましょう。

※「過労死等防止対策推進シンポジウム」47都道府県48会場にて実施 されます!

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



[過労死防止に関する国の目標]

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標(R6.8月変更)

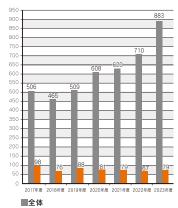
過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2028年まで)
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
 - (1)制度を知らなかった企業割合を5%未満(2028年まで)
 - (2)制度を導入している企業割合を15%以上(2028年まで)
 - 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取り組みを推進する。
- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上(2028年まで)
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2027年まで)
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満(2027年まで)

【過労死の定義】

- ・業務における過重な負荷による 脳血管疾患や心臓疾患を原因と する死亡
- ・業務における強い心理的負荷に よる精神障害を原因とする自殺 による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの 脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

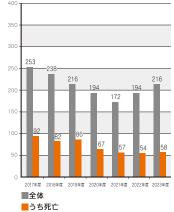
■精神障害に係る労災認定件数の推移



■うち自殺(未遂を含む)

注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、 当該年度以前に請求があったものを含む

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、 当該年度以前に請求があったものを含む

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の





過重労働解消のためのセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルール・裁判 例の解説・企業の事例紹介等の「実務的に使える知識」を無料で解説します。全国 22ヶ所の現地開催とオンライン開催の2通りから選択できますので、是非、参照して みてください。

※「過重労働解消キャンペーン特設ページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年 低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、未だ長時間労働の 実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支

給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いス トレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も 年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、 時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関 連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏ま えたものです。)

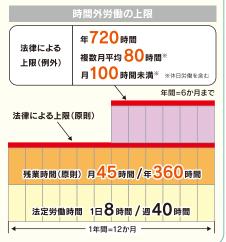


による

時間外・休日労働を削減しましょう

- ・労働基準法で定められている時 間外労働の上限規制(右図参 照)は必ず守ること
- ・時間外労働は本来、臨時的な場 合にのみ行われるものです。時 間外・休日労働を行わせる場合 の労使協定(36協定)の締結に 当たっては、その内容を労働組 合としても精査すること





年次有給休暇の取得をしましょう ト

- ・年次有給休暇を確実の取得させるため、年5日 については時季を定めて与えること(対象:年次 有給休暇が年10日以上付与される者)
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇 を取得しやすい職場環境の整備に取り組むこと



	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年
	時間外労働時間		有給取得率		年間総労働時間	
製造産業部門	162時間	168時間	75%	81%	1,887時間	1,888時間
流通部門	143時間	139時間	59%	59%	2,038時間	2,033時間
総合サービス部門	196時間	213時間	61%	63%	2,059時間	2,103時間
UAゼンセン	154時間	155時間	63%	66%	2,007時間	2,007時間

2023・2024 UAゼンセン労働条件実態調査(加重平均)

■2023-2024UAゼンセン労働条件実態調査(加重平均)

UAゼンセンにおける時間外労働・有給取得率・年間総労働時間の実態調査結果です。有給取得率は向上したものの、その他の項目では傾 向に大きな変化はありません。引き続き労働時間削減に向けた取り組みの強化を図ります。

UAゼンセンでは、臨床心理士による「こころのカウンセリングサービス(メール相談)」を外部機関と提携して開設しています。 組合員の皆さんへの周知をお願いします。



2024年度インダストリオール・JAF安全対策研修会

日時 9月27日(金) 12:40~16:30 場所 TOYO TIRES(株)桑名工場

目的 インダストリオール・グルーバルユニオン本部で実施する安全に関するキャンペーン

- ①Right to know 安全について知る権利
- ②Right to act 危険な作業を拒否する権利
- ③Right to participate 安全会議に参加する権利の実施 に呼応し、JAF構成組織の職場を訪問し、現場視察等を通して安全・環境 対策意 識の向上理解を促進する



▲TOYO TIRES 桑名工場

TOYO TIRESにおける安全な職場づくりの推進と徹底

- ●ハード面/危険源のリスク評価を行い、設備の安全基準にもとづいた危険源の排除、囲い込みやインターロックなどの安全対策
- ●ソフト面/ハード対策後に残る「残留リスク」の可視化に努め、高残留リスクの表示や作業標準による管理、「止める・呼ぶ・待つ」活動、指差呼称 活動や危険予知(KY)活動、小集団活動(少人数グループによる自主的な改善活動)等を通じたリスク管理の徹底
- ●階層別安全教育体系に沿って教育訓練を実施しており、特に、KYトレーニングと体感教育を強化しており、そのための訓練場として、体感教育 機を使って設備の危険性を体感することで、ルールに従って作業することの重要性を学ぶ「安全KY体感道場」の設置を進め2020年末時点で 7事業所に設置している



▲安全危険予知体験道場 (指さし確認訓練機)







▲巻き込まれ事故を体感する設備

ITOYO TIRESIEおけるSTOP6重災を防





参加者 組織名 人数 UAゼンセン 3名 電力総連 3名 JEC連合 3名 ゴム連合 6名 紙パ連合 2名 全国ガス 2名 化労研 3名 金属労協/JCM 3名 インダストリオール・JAF 2名 27名

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2024年10月末時点

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
死亡災害				火災·爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	1件	1名	0名		0名
転落	1件	1名	0名	0/4	
はさまれ・まきこまれ	0件	0名	0名	0件	
火災·爆発	0件	0名	0名		

(注) 1 2024年9月19日から2024年10月31日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。

2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2024年10月7日 現在

序工力 两百 门两 火 百	2024年(1月~9月)		2023年(1月~9月)		対2023年比較		
業種	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	增減数(%)	
全産業	88,421	100	87,761	100	660	0.8	
製造業	17,747	20.1	17,950	20.5	-203	-1.1	
鉱業	135	0.2	133	0.2	2	1.5	
建設業	9,176	10.4	9,543	10.9	-367	-3.8	
交通運輸事業陸上	2,021	2.3	2,014	2.3	7	0.3	
貨物運送事業	10,993	12.4	10,878	12.4	115	1.1	
港湾運送業	232	0.3	223	0.3	9	4	
林業	805	0.9	784	0.9	21	2.7	
農業、畜産·水産業	1,975	2.2	2,006	2.3	-31	-1.5	
第三次産業	45,337	51.3	44,230	50.4	1,107	2.5	
(第三次産業内訳)	(第三次産業内訳)						
第三次産業	45,337	100	44,230	100	1,107	2.5	
商業 商業	14,213	31.3	13,961	31.6	252	1.8	
うち小売業	10,711	_	10,402	_	309	3	
金融•広告	743	1.6	724	1.6	19	2.6	
通信	1,748	3.9	1,562	3.5	186	11.9	
保健衛生業	11,465	25.3	11,674	26.4	-209	-1.8	
うち社会福祉施設	8,602	_	8,668	_	-66	-0.8	
接客•娯楽	6,600	14.6	6,100	13.8	500	8.2	
うち飲食店	3,826	<u> </u>	3,602	_	224	6.2	
清掃・と畜	4,753	10.5	4,460	10.1	293	6.6	
警備業	1,390	3.1	1,396	3.2	-6	-0.4	
その他	4,425	9.8	4,353	9.8	72	1.7	

- (注) 1 2024年1月1日から2024年9月30日までに発生した労働災害について、2024年9月30日までに報告があったもの。
 - 2 死傷者数は死亡災害または休業4日以上の死傷災害に被災した人の合計数。
 - 3 労働者死傷病報告より作成したもの。
 - 4 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
 - 5 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である

11月の安全衛生行事

1日~30日 過労死等防止啓発月間(厚生労働省)

特定自主検査強調月間((公社)建設荷役車両安全技術協会)

職業能力開発促進月間(厚生労働省)、ゆとり創造月間(厚生労働省)

製品安全総点検月間(経済産業省)

5日 津波防災の日(厚生労働省)

9日~15日 秋季全国火災予防運動(総務省·消防庁)

24日~30日___________医療安全推進週間(厚生労働省)

UAゼンセン 2025年度 秋の安全衛牛相当者学習会(再案内)

日	時	会場	定員				
11月20日(水)	13:30 ~ 16:30	UAゼンセン本部会館 2階大会議室	40名				
		Web配信	100名				
I.健康経営の推進について(仮題) 講師:経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課							
Ⅱ. 最強戦略としての健康経営〜健康経営の取り組み手法、労働組合の関わり方〜(仮題)							
講師:ビューティー&ウェルネス専門職大学専任教授 新井 卓二氏							

Ⅲ.加盟組合における事例紹介